

お取引先様へのお願い(Q-mastのサプライヤー行動方針)

お取引先様にはこの行動方針および適用される法令の遵守をお願いいたします。

1. 労働条件

- (1) 児童労働
 - ・ 15歳未満の児童を雇用してはなりません。
 - ・ 18歳未満の労働者を危険な作業に従事させてはなりません。
- (2) 強制労働・人身売買
 - ・ 強制労働や人身売買に関与してはなりません。
 - ・ 労働者に強制的な義務を課してはなりません。
- (3) 賃金・福利厚生
 - ・ 労働者に法的に定められた最低賃金と福利厚生を提供し、賃金は遅滞なく支払わなければなりません。
- (4) 労働時間
 - ・ 労働者は週60時間以上働かせてはならず、7日間ごとに少なくとも1日の休日を与える必要があります。

2. 労働者の権利

- (1) 差別の禁止
 - ・ 人種、性別、宗教などに基づく差別を行ってはなりません。
- (2) 公正な取扱い
 - ・ 労働者に対し、敬意をもって接し、暴力やハラスメントを禁止します。
- (3) 結社の自由
 - ・ 労働者の組合結成の権利を尊重し、妨害してはなりません。

3. 健康と安全

- (1) 職場の安全
 - ・ 労働者に安全で健康的な労働環境を提供し、必要な教育や保護具を提供する義務があります。
- (2) 緊急対応
 - ・ 緊急時に備えた計画や訓練を実施し、労働者の安全を確保する必要があります。

4. 環境管理

- (1) 環境法の遵守
 - ・ すべての環境関連法を遵守し、環境への負荷を最小限に抑えるための措置を講ずることが求められます。
- (2) 有害物質の管理
 - ・ 有害物質の適切な管理、処理、廃棄を行い、環境汚染を防止する必要があります。

5. 倫理的行動

- (1) 賄賂提供の禁止
 - ・ いかなる形でも賄賂を提供してはなりません。
 - ・ サプライチェーンに関係する関係者に対する不正な利益提供を禁止します。

6. サプライチェーン透明性の確保

(1)トレーサビリティ

- ・ すべての原材料と部品の出所をできる限り明確にし、必要に応じてその情報を当社に提供する義務があります。

(2)報告義務

- ・ 当社の要請に応じて、サプライチェーンに関する必要な情報をできる限り提出します。

(3)監査の受け入れ

- ・ 当社または指定の第三者によるサプライチェーン監査を受け入れ、必要な是正措置をできる限り講じるものとします。

(4)違反時の対応

- ・ 透明性に関する違反があった場合、当社は是正を求め、必要に応じて契約を停止または終了させる権利を有します。